

## 川崎市公害病認定患者私営バス乗車券交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公害病認定患者に対し私営バス乗車券を交付し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私営バス乗車券」とは、臨港、小田急又は東急バス（以下「私営バス」という。）の定期乗車券をいう。

(交付対象者)

第3条 私営バス乗車券（以下「乗車券」という。）の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）又は、川崎市公害健康被害補償条例（昭和49年川崎市条例第69号）に基づき市長が認定した者（法第4条第6項ただし書に該当した者、法第7条の規定による有効期間が満了した者及び法第9条の規定により認定を取り消されている者を除く。以下「認定患者」という。）

(2) 認定患者が6歳未満であるときは、その介護者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則（昭和42年川崎市規則第19号）により特別乗車証の交付を受けている者については、この要綱は、適用しない。

(交付申請の手続き)

第5条 乗車券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、私営バス乗車券交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長又は副所長を経由して市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請をする場合において、認定患者が交付を受けている公害医療手帳又は川崎市公害医療証を提示するものとする。

(交付)

第6条 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に乗車券を交付する。

(通用期間及び通用区間)

第7条 前条の規定により交付された乗車券の通用期間は3箇月ごととし、使用開始日は交付申請書が提出された日以後、市長がそのつど定める。

2 通用区間は、認定患者が医療を受ける際に利用する私営バスについて、申請者が交付申請書に申請したものに基づき、居住地から目的地までの一般に利用し得る最短の経路であって、本市の区域内において乗降できる均一制料金区間内の区間とする。ただし、市長が特に認める場合においては、この限りではない。

(乗車券再交付の禁止)

第8条 第6条の規定により交付した乗車券は、いかなる理由があっても再交付しない。

(乗車券の返還等)

第9条 第6条の規定により乗車券の交付を受けた者が、次の各号の一に該当した場合は、直ちに乗車券を返還しなければならない。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 乗車券の通用期間が経過したとき。

2 市長は、乗車券の交付を受けた者が、次の各号の一に該当した場合は、乗車券を回収し、以後の交付を停止することができる。

(1) 乗車券の記載事項を塗り消し又は改変して使用したとき。

(2) 記名式により交付した乗車券を記名人以外の者が使用したとき。

(3) 通用期間経過後の乗車券を使用したとき。

(4) その他乗車券を不正に使用したとき。

3 乗車券を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

附則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和47年11月1日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附則

この改正要綱は、昭和49年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年12月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

引き続き交付を希望される場合は有効期限の満了する月の10日までに申し込んでください。

## 私営バス乗車券交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 \_\_\_\_\_  
申請者  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

川崎市公害病認定患者私営バス乗車券交付要綱の規定に基づき私営バス乗車券の交付を受けたく申請します。

フリガナ				
患者名 氏名	男・女	生年 月日	年 月 日 生 歳	
乗車券送付先住所	(申請者住所と同じ住所の場合は、同上と御記入ください。) 〒			
乗車券使用者区分	<input type="checkbox"/> 認定患者 <input type="checkbox"/> 介護者(6歳未満の認定患者に限る)		認定番号	
介護者名 氏名	男・女	認定患者との続柄 ( )	年 月 日 生 歳	
医療を受けている医療機関名および所在地				
希望会社名	<input type="checkbox"/> 臨港バス	順路・路線の名称	区 間	
	<input type="checkbox"/> 小田急バス		( ~ 経由)	
	<input type="checkbox"/> 東急バス		( ~ 経由)	
	<input type="checkbox"/> 共通		( ~ 経由)	
受付	場 所	年 月 日	番 号	受 理 者
		. .	第 号	

注 川崎市市営バス特別乗車証の交付を受けている方は申請できません。